

第 3 期 障害福祉計画	第 4 期 障害福祉計画
--------------	--------------

都道府県障害福祉計画の基本的理念	法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定める	全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する地域社会の実現	法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定める	第 3 期障害福祉計画と同じ
計画期間	計画の期間及び見直しの時期を定める	平成 2 4 年度～ 2 6 年度	計画の期間を定める	平成 2 7 年度～ 2 9 年度
区域の設定	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定めた場合に趣旨・内容を定める	障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本であるが、小規模な町村などサービス利用者が少ない地域では、サービス事業者の確保が難しいことから、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようなサービス提供の体制づくりを進めていく必要があり、1 2 障害保健福祉圏域を設定。	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定める	第 3 期障害福祉計画と同じ
達成状況の点検及び評価	点検・評価する方法等を定める	障害者施策推進協議会を施策審議会と変更し、施策の実施状況の監視の機能が適切に果たされるよう、施策の実施状況について報告し、また、自立支援協議会にも計画の実績報告を行い、意見を聴く	点検及び評価する方法等を定める	障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に 1 回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講ずること等を盛り込み、施策審議会に施策の実施状況の監視の機能が適切に果たされるよう、施策の実施状況について報告し、また、自立支援協議会にも報告して、意見を聴く。

< 個別施策分野 >

	第 3 期 障害福祉計画						第 4 期 障害福祉計画					
	ベース	数値目標	進捗状況	達成状況	分析・評価	主な施策	ベース	成果目標	方向性	主な施策		
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）	施設入所者数 (A) (1 7 年 1 0 月 1 日現在)	2 6 年度末までの地域生活移行者数 (B) (A) × 30%	2 5 年度末までの地域生活移行者数  (目標対比・未達成率)	未達成	平成 2 0 年度をピークに減少傾向にあり、障害の重い人（程度区分の高い）の割合が高く、高齢化や家族等の高齢化も進み、地域移行の困難化の進行。	○入所施設の取組の強化 ・サービス管理責任者研修  ○住まいの場の確保 ・グループホーム・ケアホームの整備、運営費助成 ・グループホーム・ケアホーム利用者の家賃助成 ・グループホーム整備促進支援制度の実施（平成26年度～） ・既存の戸建住宅を活用した緩和策の実施（平成26年度～）  ○日中活動の場の確保 ・生活介護や就労継続支援  ○重症心身障害者の支援 ・福祉型短期入所事業所における受入体制の強化助成	施設入所者数 (A) (2 6 年 3 月 3 1 日現在)	(A) × 28.7% ※ ※第 4 期の割合 + 第 3 期末達成割合 (12% + 16.7%) < 概算 >	障害の重い人であっても、地域での生活を希望される方が、地域での継続した生活を可能とするために安心できる住まいの確保や、日常生活の支援に取り組む	○入所施設の取組の強化 ・サービス管理責任者研修 ・定員区分による報酬単価の違いを集団指導等の場で周知  ○住まいの場の確保 ・グループホームの整備、運営費助成 ・グループホーム利用者の家賃助成 ・ <b>グループホーム整備促進支援制度の実施</b> ・ <b>既存の戸建住宅を活用した緩和策の実施</b>  ○日中活動の場の確保 ・生活介護や就労継続支援		
		1, 3 1 6 人	5 4 5 人 (41.4%・17.6%)					ほぼ達成			地域で継続して障害福祉サービスを受けながら、生活を続ける基盤の整備が進行。	概数 3, 9 6 2 人
		4, 3 8 5 人	26年度末時点における福祉施設入所者を平成17年10月1日から1割以上削減 (A) × 10%	25年度末時点における福祉施設入所者削減数	○地域における理解の促進 ・NPOとの協働による講演会の開催	29年度末時点における福祉施設入所者を平成25年度末時点から4%以上削減 (A) × 4%						
		4 3 9 人	概数 4 2 3 人		○地域生活の相談支援体制の整備・充実 ・相談支援アドバイザーの設置による相談支援体制の充実 ・相談支援従事者研修事業の実施		概数 1 5 8 人		○地域生活の相談支援体制の整備・充実 ・相談支援アドバイザーの設置による相談支援体制の充実 ・相談支援従事者研修事業の実施			
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行（成果目標の変更）	—	1 年未満の入院者の平成 26 年度における平均退院率	平成 25 年度調査における 1 年未満の入院者の平均退院率	ほぼ達成	退院に対する入院者の意識の高まり、病院と地域の連携推進、地域で生活するための基盤である障害福祉サービスの整備が進行。	長期在院者数 (A) (24年6月末現在)	29 年度における入院後 3 ヶ月時点の退院率 64%	退院に向けて、医療機関と障害福祉サービス事業者との連携を推進し、住まいの場の確保に取り組む。 地域における理解の促進を進める。	○地域における理解の促進 ・こころの健康フェスティバルの開催			
		76%	75.5%				29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率 91%		○地域生活移行に向けた支援 ・精神障害者地域移行支援事業の実施	○地域生活移行に向けた支援 ・退院後生活環境相談員との連携		
							○日中活動の場の確保 ・障害福祉サービス事業者への働きかけ		29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少 (A) × 18%	○住まいの場の確保 ・相談支援事業者支援 ・ <b>グループホーム整備促進</b>	○日中活動の場の確保 ・障害福祉サービス事業者への働きかけ	
					○地域定着のための支援 ・精神障害者地域定着支援事業の実施	7, 6 5 5 人	1, 3 7 7 人減少	○地域定着のための支援 ・精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施				
3 地域生活支援拠点等の整備（新規）						—	—	・平成29年度末までに市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備	各障害保健福祉圏域会議等を通して、各自治体の方策の推進について支援			
4 福祉施設から一般就労への移行等（整理・拡充）	1 7 年度の一般就労移行者数	2 6 年度の一般就労移行者数 (民間企業等への) (1 7 年度実績比 4 倍)	2 5 年度の一般就労移行者数 (民間企業等への) (目標対比)	達成	平成 25 年 4 月 1 日から法定雇用率が 2.0% に上昇したこと及び、就労移行支援事業からの増加	○一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援 ・職場定着支援  ○就労移行支援事業者の確保 ・事業者の育成と量的確保  ○職業能力開発支援 ・県の障害者職業能力開発施設における訓練の実施	2 4 年度の一般就労移行者数 (福祉施設から民間企業等へ就労)	就労移行支援事業者の確保や、国の労働局等の関係機関との連携	○一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援 ・職場定着支援			
		1 1 8 人	4 8 0 人				7 1 5 人 (149. 0%)		5 8 9 人	1, 1 7 8 人	○就労移行支援事業者の確保 ・事業者の育成と量的確保	
	—	2 6 年度末の就労移行支援事業利用者数 (福祉施設利用者の 2 割)	2 5 年度末の就労移行支援事業利用者数	未達成	現行の目標数値には、計算の分母に日中活動系の他の福祉サービスが含まれているため、第 4 期国基本指針から削除	○企業等に対する働きかけ・支援 ・事業主等を対象としたセミナーや障害者就職面接会  ○一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等 ・就労継続支援事業者の確保及び育成  ○工賃向上推進計画（24～26年度）に基づく支援	2 5 年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	就労移行支援事業者の育成と確保 サービス管理責任者研修による責任者の養成	○企業等に対する働きかけ・支援 ・事業主等を対象としたセミナーや障害者就職面接会			
		4, 5 0 0 人	1, 4 8 4 人				1, 4 8 4 人		2, 3 7 4 人	○一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等 ・就労継続支援事業者の確保及び育成		
—	2 6 年度末の就労継続支援 (A 型) 事業利用者数 (就労継続支援利用者の 3 割)	2 5 年度末の就労継続支援 (A 型) 事業利用者数	達成	A 型事業所数、利用者数が、景気の上昇もあり、伸びている。	○障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定及び全庁的な取組  ○アドバイザー派遣事業  ○施設職員研修事業  ○授産製品展の開催	—	就労移行支援事業所の全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成	就労移行率 3 割以上の事業所は概数で 3 割弱であり、サービス管理責任者研修などによる人材の育成	○障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定及び全庁的な取組			
2, 1 0 0 人	3, 3 8 4 人	—				目標 5 割			○アドバイザー派遣事業 ○施設職員研修事業			

第3期 障害福祉計画

第4期 障害福祉計画

<その他の施策>

5	障害児支援のための計画的な基盤整備(新規)		—	児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備等	発達障害医療・重症療育のネットワークの構築	○児童発達支援センターを中心とした児童発達支援事業の充実 ○障害者福祉減税基金を活用した重症心身障害児者の施設整備 ○心身障害者コロニーの再編
6	研修及び虐待防止(追加・修正)	サービス管理責任者研修、障害者権利擁護センターと各市町村障害者虐待防止センターによる体制整備 ○研修 ・サービス管理責任者研修等の実施 ○虐待防止 ・愛知県障害者権利擁護センターを整備 ・障害者虐待防止・権利擁護研修の実施 ○成年後見制度の活用等権利擁護の推進 ・普及啓発研修、地域活動推進研修の実施	—		サービス提供に係る人材の育成、第三者評価の推進、権利擁護・虐待防止の推進	○研修 ・サービス管理責任者研修の実施 ○虐待防止 ・愛知県障害者権利擁護センターの設置 ・障害者虐待防止・権利擁護研修の実施 ○成年後見制度の活用等権利擁護の推進 ・普及啓発研修、地域活動推進研修の実施
7	計画相談支援(内容の充実)	発達障害者支援センター運営、圏域ごとのアドバイザーによる地域支援 ○専門性の高い相談支援 ・発達障害者支援センター運営事業 ○広域的な支援事業 ・相談支援体制整備事業	—		圏域アドバイザー及び専門アドバイザーによる市町村や圏域の支援・助言による相談支援推進	○相談支援事業所の充実 ・相談支援従事者研修の実施 ○計画相談支援の提供体制の充実